

※本通知は都内の病院へ一律で御送りしています。
補助対象医療機関に該当しない場合がございますので、御注意ください。
御不明な点については、担当までお問合せください。

令和8年度東京都入退院時連携支援事業補助金について
※ 募集通知は後日お送りいたします。

1 補助対象医療機関

医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項各号に規定する病床の合計数が200床未満の都内病院。ただし、基本診療料の施設基準（平成20年厚生労働省告示第62号）に定める入退院支援加算1を取得している（令和8年4月1日現在）病院、精神病床のみを有する病院及び地方公共団体、地方独立行政法人、特定地方独立行政法人、国、独立行政法人並びに国立大学法人が開設する病院は除く。

2 補助対象経費

- 下記（1）、（2）のいずれかに該当する看護師又は社会福祉士等の人件費が対象となります。
- （1）入退院支援を行うために配置されている職員で、令和8年度に実施する入退院時連携強化研修又は退院支援人材育成研修を修了する者
 - （2）過去に退院支援人材育成研修、退院支援強化研修（平成29年度まで実施）、入退院時連携強化研修のいずれかを修了し、入退院支援を行うために配置されている者

※ ただし、当該職員についてこれまで在宅療養移行支援事業補助金、在宅療養移行体制強化事業補助金、入退院時連携支援事業補助金の交付を受けていた期間が通算して3年を超えない場合に限りです。

※ 人件費は常勤職員給料、非常勤職員給料、賞与及び手当、法定福利費を含みます。

※ 国、地方公共団体等の他の補助金等を充当する場合は、対象外となります。

3 補助要件

この補助金は、令和8年度内（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）に医療機関として以下の（1）から（3）までの要件又は（1）から（5）までの要件を満たす者に対して交付する。

- （1）入退院調整体制の強化に取り組むこと
- （2）入退院支援担当者を中心に、在宅療養移行支援や地域における医療と介護の連携などに取り組むこと
- （3）在宅療養患者の病状変化時における受入体制の確保に努めること
- （4）在宅療養患者の受入れについて、3月で9人以上の実績があること
- （5）多職種連携システムを活用して、地域の医療・介護関係者との情報共有に取り組むこと

4 補助基準額及び補助率

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
3,600千円×配置月数／12 (1病院につき1名とする。)	上記2のとおり	上記3の規定に定める要件（1）から（3）までを満たす者については1／2 上記3の規定に定める要件（1）から（5）までを満たす者については3／4

5 補助金の交付額

医療機関ごとに算定することとし、次により算定された額とします。

- (1) 基準額と対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を除いた額とを比較して少ない方の金額を選定
- (2) (1)により選定された額に補助率を乗じて得た額を、都の予算の範囲内で交付するものとします。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとします。

6 補助金の申請手続き

令和4年度から、デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム jGrants (J グランツ) での電子申請を実施しております。詳細につきましては、募集通知にて御案内いたしますが、G ビズ ID をお持ちでない医療機関の方で、今年度 jGrants (J グランツ) での申請を行う方は、事前に G ビズ ID の登録が必要になりますので、下記 URL から御確認いただきますようお願いいたします。

※G ビズ ID ができるまでには2~3 週間ほど時間がかかりますのでご注意ください。

【jGrants (J グランツ) URL】 <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

jGrants (J グランツ) に関するお問合せにつきましては、ヘルプデスクへ御連絡ください。ヘルプデスク連絡先については jGrants (J グランツ) 事務局管理者アカウント登録完了時に送信されるメールにて届きます。なお、ヘルプデスク受付時間は平日 9:00-18:00 です。

東京都保健医療局医療政策部医療政策課 後藤、八巻 郵便番号 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話：03 (5320) 4446 E-mail： Kotomi_Yamaki@member.metro.tokyo.jp
--